

「高校生等通学助成金支給制度」が変わります！

令和4年4月より、高校生等通学助成金支給制度の支給条件が変更となります。

変更前

対 象 鏡野町に住所を有し高等学校等に通学する20歳までの者

	自宅から高等学校等までの距離	助成額 / 月
助成金の支給基準	15km以上30km未満	3千円
	30km以上	5千円

変更後

対 象 鏡野町に住所を有し高等学校等に通学する20歳までの者
(通信制、高等専門学校の4年生は除く)

	通学方法	助成額 / 月
助成金の支給基準	①バス又は公共交通機関の通学定期券	(1箇月当たりの定期券購入費 - 5千円) × 1/2
	②富 - 勝山間乗合タクシー回数券	購入費 × 1/2
	③下宿等	(寮費・賃借料 - 5千円) × 1/2
	④その他通学方法 自宅から高等学校等までの距離が 15 km 以上	3千円

※①～③は、助成額の上限1万1千円/月です

【その他】

- ◆申請は、令和5年2月から令和5年3月末までに行ってください。
- ◆申請時には、通学している学校の在学証明の他、通学方法に応じた添付資料が必要です。
- ◆高等学校等に入学後、3年間の支給を上限とし、原則過年度の申請はできませんので、お忘れのないようお気をつけください。
- ◆申請様式は、まちづくり課または各振興センター窓口のほか、鏡野町ホームページからダウンロードできます。
- ◆詳細については、まちづくり課までお問い合わせください。

お問い合わせ先 鏡野町まちづくり課 電話(0868)54-2982

令和4年 春の交通安全県民運動について

4月6日(水)から4月15日(金)までの10日間、「令和4年春の交通安全県民運動」が県下一斉に展開されます。

交通事故のない明るい社会の実現のために、私たち一人ひとりが交通ルールを守り交通マナーの向上に努め、ゆとりとゆずりあいの気持ちを持って行動しましょう。

また4月10日(日)は、「交通死亡事故ゼロを目指す日」です。ドライバーの方はもちろん、道路を利用する全ての皆さんが交通事故に注意して行動しましょう。

〇スローガン 「思いやり ゆとりは無事故へ つづく道」

〇全国重点目標

- 子どもと高齢者を始めとする歩行者の安全の確保
- 歩行者保護や飲酒運転根絶等の安全運転意識の向上
- 自転車の交通ルール順守の徹底と安全確保

〇岡山県の重点目標

- 横断歩行者の保護
- スピードダウンの励行

行事

春の交通安全県民運動推進大会が、
4月6日(水) 14:00~15:30
リージョンセンター(津山市大田920)
で開催される予定です。



お問い合わせ先 鏡野町くらし安全課 生活安全係 担当：可児 電話(0868)54-2621